

## 南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動について

小 谷 俊 介

- ① 近年、中国は、「海洋権益」を断固守ると強調し、「海洋権益」を維持するための活動を活発に行っている。本稿では、その活動が顕著な南シナ海を取り上げ、はじめに中国の島礁獲得の動きを歴史的に概観する。次に、南シナ海における「海洋権益」のうち、海洋資源に焦点をあて、中国がそれを維持するために行っている活動を紹介する。
- ② 中国は、1951年の外交声明によって公式に南シナ海における領有権を主張し、1974年にはパラセル諸島（西沙諸島）全体を支配下に置いた。その後、1980年代後半にスプラトリー諸島（南沙諸島）のベトナム側海域において島礁を獲得し、1994年にはフィリピン側海域にも進出した。このような中国の海洋進出に対して、ASEAN 諸国の間で対中脅威論が高まった。これを受けて、中国は南シナ海に対する姿勢を穏健なものに転換させ、1994年以後の約17年間にわたって新たな島礁獲得を行わなかった。
- ③ しかし、近年の南シナ海問題をめぐる緊張の高まりの中で、2012年、中比両国がスカボロー礁をめぐって対峙する状況となり、その後中国が同礁におけるプレゼンスを維持し続けている。また、セカンド・トーマス礁が中比両国の新たな火種となりつつある。
- ④ 中国は、2000年代前半、ASEAN 諸国との関係を深化させ、協調的な雰囲気の中で南シナ海において「棚上げ、共同開発」を試みた。しかし、この協調的取組が挫折し、中国国内で「海洋権益」維持の意見が高まりを見せる中、南シナ海の「海洋権益（海洋資源）」が近隣諸国によって奪われているとの「被害者意識」が強まり、中国は「海洋権益」維持のための活動を活発化させている。
- ⑤ 中国は、海底資源をめぐる「権益」維持活動として、外交的手段・船舶等による物理的手段によって、近隣諸国の開発をけん制する行為を行っている。また、漁業資源については、海上法執行機関を中心に、近隣諸国の漁民による「違法操業」に対し「法執行」を行っているほか、中国漁民が他国の当局によって拿捕・拘束されるのを防止するため、保護活動を行っている。2013年7月、海上法執行機関が統合されたことによって、これらの活動は、さらに活発化する可能性がある。

# 南シナ海における中国の海洋進出 および「海洋権益」維持活動について

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
外交防衛課 小谷 俊介

## 目 次

はじめに

I 南シナ海における中国の海洋進出

- 1 南シナ海における中国の領有権主張
- 2 南シナ海における中国の海洋進出の展開

II 南シナ海における中国の「海洋権益」維持の活動

- 1 「棚上げ、共同開発」の挫折と「被害者意識」の高まり
- 2 海洋資源に対する「権益」維持活動

おわりに

## はじめに

2012年11月に開催された中華人民共和国（以下、「中国」という）共産党第18回全国代表大会において、胡錦濤総書記（当時）は、今後の政策路線に関して重要な声明が盛り込まれるとされる政治報告の中で、「海洋資源の開発能力を高め、国の海洋権益を断固守り、海洋強国づくりに取り組む」との方針を打ち出した<sup>(1)</sup>。これを踏まえて、習近平総書記は、2013年7月30日に中国共産党中央政治局が主催した集団学習会<sup>(2)</sup>において、海洋強国建設の推進を改めて確認したほか、「平和的発展の道を歩む」ことを堅持するとしつつ、「海洋権益を守る能力を高め、自国の海洋権益を断固守る」と述べた<sup>(3)</sup>。

中国側の解釈によれば、中国の管轄海域の面積は約300万km<sup>2</sup>に達するが、このうち150万km<sup>2</sup>の範囲は、近隣諸国が自国の管轄であると主張する海域と重なっている<sup>(4)</sup>。このような海域で中国が行っている「海洋権益」維持の活動については、南シナ海<sup>(5)</sup>において特に活発に行われている。

本稿では、Iで南シナ海における中国の領有権主張を紹介したのち、中国が南シナ海で「海洋権益」を確保するために進めてきた島礁<sup>(6)</sup>獲得の過程を、本稿においては「海洋進出」と呼んでその歴史を概観する。

中国が守ろうとする「海洋権益」は、経済的なものから安全保障上のものに至るまで想定されるが、本稿では海洋資源（海底資源および漁業資源）をめぐる権益に焦点を当てる。IIでは、海洋資源およびそれらの開発・生産活動を守るために中国が行っている「海洋権益」維持の活動について、海上法執行機関の活動を中心に考察する。

## I 南シナ海における中国の海洋進出

### 1 南シナ海における中国の領有権主張

中国は、南シナ海の島礁とその周辺海域について、「議論の余地のない主権を有している」と主張している<sup>(7)</sup>。南シナ海における中国の領有権主張は、基本的には1951年の外交声明の時点で明確化されており、中国は、この後もその時々国際情勢の進展に合わせて、外交声明や法律等の中で自説を展開している<sup>(8)</sup>。また、

(1) 胡錦濤「確固として中国の特色ある社会主義の道に沿って前進し 小康社会を全面的に完成させるため奮闘しよう（中国共産党第18回全国代表大会における報告要旨）」『月刊 中国情勢』2012.12, p.14.

(2) 集団学習会は、専門家による講義によって、政治局員に特定の課題に対する分析を提供すること、指導部が新たな政策を推進する際の基盤を作ることを目的としているとされる。（リンダ・ヤーコブソン、ディーン・ノックス（辻康吾訳）『中国の新しい対外政策—誰がどのように決定しているのか』岩波現代文庫, 2011, pp.66-68.（原書名:Linda Jakobson and Dean Knox, "New Foreign Policy Actors in China," *SIPRI Policy Paper*, 2010.））

(3) 以下の記述については、「習近平主席、海洋強国建設を強調」2013.7.31. 中華人民共和国駐日本国大使館ウェブサイト <<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1063249.htm>> を参照した。

中国の駐日大使館のウェブサイトでは、「坚决维护我国海洋权益」というフレーズについて、「自国の海洋権益を断固守る」と訳している。本稿では、「维护海洋权益」について、名詞的に使う場合は、「『海洋権益』維持」として、動詞的に使う場合には、「『海洋権益』を守る」とする。

\*以下、本稿の中におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013年10月16日である。

(4) 金永明「はじめに」『平成17年度 中国の海洋政策と法制に関する研究』海洋政策研究財団, 2006, p.1. <<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2005/00810/pdf/0001.pdf>>

(5) 南シナ海は、プラタス諸島（中国名：東沙諸島）、パラセル諸島（西沙諸島）、マックレスフィールド岩礁群（中沙諸島）、スプラトリー諸島（南沙諸島）という4つの島礁群に大きく分類される。パラセル諸島については、中国、台湾、ベトナムが、スプラトリー諸島をめぐることは、中台越に加えて、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張している。

(6) 島礁は、島、岩、暗礁、砂州（沙州）、堆などを含む表現のこと。（佐藤考一『中国脅威論』とASEAN諸国—安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房, 2012, p.191.）

中国は、1974年1月の外交部報道官の声明で、南シナ海の諸島の周辺海域の資源についても中国の領有に属する旨を明言している<sup>(9)</sup>。

中国の南シナ海の地図には、「U字線」<sup>(10)</sup>と呼ばれる南シナ海を囲む線が描かれている。「U字線」を明記した最初の公式地図は、1948年2月に中華民国<sup>(11)</sup>によって刊行されており、中国は建国後に「U字線」を公認した<sup>(12)</sup>。しかし、「U字線」の意味について、中国は公式の見解を示しておらず、中国の学者の間でも見解が分かれている<sup>(13)</sup>。中国は2009年5月に「U字線」を記載した地図を添付した大陸棚延伸に関する口上書を国連に提出したが、南シナ海問題にかかわるベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア各国は、「U字線」に対する異議を

唱えた<sup>(14)</sup>。

## 2 南シナ海における中国の海洋進出の展開

### (1) パラセル諸島における実効支配の確立

中国が、南シナ海における領有権主張を明らかにしたのち最初に足場を確保したのは、中国海南島の東南約300kmに位置しているパラセル諸島（西沙諸島）においてである。

パラセル諸島は、50個近い島礁から構成され、東北部のアンフィトリテ諸島（宣徳諸島）と西南部のクレセント諸島（永楽諸島）の2つに大別される。第二次世界大戦後、中華民国やフランスが統治下に入れた時期があったが、それぞれ国の事情により撤退した。<sup>(15)</sup>

その後、1950年代に、中国がパラセル諸島

(7) 最近の発言として、洪磊外交部報道官が、定例記者会見で次のように言及している。「中国は、南海〔筆者注：南シナ海の中国名〕の諸島とその周辺海域に対し議論の余地のない主権を有している。（中略）南海問題の核心は、南沙諸島の一部島礁に対する領有権問題と南海の一部海域における境界問題である。中国を含むいずれの国も南海全体の領有権を主張しているわけではない。」（“Foreign Ministry Spokesperson Hong Lei’s Regular Press Conference on February 29, 2012,” 2012.3.1. 中华人民共和国外交部网 <<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/t910855.htm>>;「外交部就叙利亚局势、南海问题等答记者问（实录）」2012.2.29. 中国新闻网 <<http://www.chinanews.com/gn/2012/02-29/3708730.shtml>>）

(8) Michael Yahuda, “China’s New Assertiveness in the South China Sea,” *Journal of Contemporary China*, Vol.22 Number.81, 2013.5, p.450.

中国は、対日平和条約草案に対する声明の中で、公式に南シナ海における領有権を主張した。「西沙群島と西鳥島とは、南沙群島、中沙群島及び東沙群島と全く同じように、これまでずっと中国領土であったし、日本帝国主義が侵略戦争をおこした際、一時手放されたが、日本が降伏してからは当時の中国政府により全部接収されたのである。中華人民共和国中央人民政府はここにつぎのとおり宣言する。すなわち中華人民共和国の西鳥島と西沙群島にたいする犯すことのできない主権は、対日平和条約アメリカ、イギリス案で規定の有無にかかわらず、またどのように規定されていようが、なんら影響を受けるものではない。」（「対日平和条約米英草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の声明（1951.8.15）」『日中関係基本資料集（1949年－1997年）』霞山会、1998, p.21.）引用文中の「中国」は、地理的歴史的概念。

(9) 平松茂雄『中国の海洋戦略』勁草書房、1993, p.34.

(10) 「U字線」は、U字型をした破線のことであり、「九段線」、「牛の舌」などとも呼ばれている。

(11) 本稿では、台湾移転後の中華民国については、「台湾」という。

(12) Zou Keyuan, “China’s U-Shaped Line in the South China Sea Revisited,” *Ocean Development & International Law*, Vol.43 Issue.1, 2012.2, pp.19-20.

(13) ピーター・ダットン「中国の視点から見た南シナ海の管轄」『海幹校戦略研究』1(1), 2011.8, pp.20-21.

「U字線」の法的解釈については、①島礁の帰属線、②歴史的権利の範囲、③歴史的的水域線、④国境線という4つの解釈があるという。（李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』(1), 2010, pp.51-52. <[http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicntn/japan\\_border\\_review/no1/03\\_li\\_guoqiang.pdf](http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicntn/japan_border_review/no1/03_li_guoqiang.pdf)>）

(14) James Kraska and Raul Pedrozo, *International Maritime Security Law*, Leiden: Martinus Nijhoff, 2013, pp.316-321.

「U字線」が記載された中国提出の口上書は、ウェブサイト上で閲覧が可能である。（“Chinese Note Verbale CML/18/2009 to the United Nations.” United Nations Website <[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/vnm37\\_09/chn\\_2009re\\_vnm.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/vnm37_09/chn_2009re_vnm.pdf)>）

(15) 平松茂雄『続 中国の海洋戦略』勁草書房、1997, pp.20-21.

のウッディー島（永興島）に部隊を駐屯させ、アンフィトリテ諸島を支配下に置いた。1959年には、ベトナム共和国（南ベトナム）<sup>(16)</sup>が付近で操業していた中国漁民を強制排除するなどしたのち、クレスセント諸島の複数の島礁を獲得した。これに対して中国は、海軍能力の制約等のため、パラセル諸島の分断状況を受け入れざるを得なかった。<sup>(17)</sup>

1969年に国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が、黄海・東シナ海・南シナ海の大陸棚に豊富な石油・ガス資源が埋蔵されている可能性がある旨を指摘したことによって、南シナ海は海洋権益争いの場と化した<sup>(18)</sup>。ベトナム共和国は、これを機に沿岸の資源開発に乗り出した。1973年7月には、海外の有力企業に南シナ海からシャム湾に至る鉱区の試掘権を与え、資源の存在を確認した。同年1月および8月にはパラセル諸島周辺海域で地震波資源探査を行い、同年12月には中越間に位置するトンキン湾において試掘を行う意図を表明した。また、1974年1月にはスプラトリー諸島（南沙諸島）の複数の島礁を自国の管轄範囲内に編入すると発表するなど、積極的な活動を見せた。しかし、これら一連の活動は中国の反発を惹起し、パラセル諸島における軍事衝突を招く結果となった。この海戦の結果、中国は、クレスセント諸島を支配下に置き、パラセル諸島全域の実効支配を確立した。<sup>(19)</sup>

## (2) スプラトリー諸島への進出

スプラトリー諸島<sup>(20)</sup>においても、ECAFE報告を機に近隣諸国が海洋調査に乗り出したほか、フィリピン、ベトナム、マレーシアがスプラトリー諸島の島礁占拠を進めた。中国は、スプラトリー諸島の領有権主張にもかかわらず、1980年代半ばの時点で実効支配を何ら及ぼすに至ってはいなかった。主要な島礁の多くは近隣諸国の実効支配下にあり、その近海では石油開発が進められていたこともあって<sup>(21)</sup>、中国は危機感を募らせていた。このような中で、中国指導部は、1987年初期にスプラトリー諸島に恒久的な足場を確保する決断を下したとされる。計画はその年から翌年にかけて実行に移され、ファイアリー・クロス礁（永暑礁）等を支配下に置き、基地建設等が行われた。この実行期間中に数回にわたって中越両国が衝突する状況となったが、1988年3月にはジョンソン礁（赤瓜礁）をめぐる軍事衝突が起こり、勝利した中国はジョンソン礁を含むいくつかの島礁を占拠した。こうして、中国がスプラトリー諸島の一部に実効支配を及ぼす島礁を確保したことで、ASEAN諸国の懸念が高まった。<sup>(22)</sup>

中国は、その後も島礁占拠を進め<sup>(23)</sup>、1994年秋にはスプラトリー諸島のフィリピン側海域にあるミスチーフ礁（美濟礁）<sup>(24)</sup>に構造物を建造して占拠した。1995年2月、フィリピンが中国によるミスチーフ礁占拠を公表したこと

(16) 1954年に終結した第一次インドシナ戦争の結果、ベトナムは、ベトナム民主共和国（北ベトナム）とベトナム共和国（南ベトナム）に分断された。1975年に北ベトナムがベトナム戦争に勝利したことによって南北が統一され、1976年にベトナム社会主義共和国（ベトナム）が建国された。

(17) Taylor Fravel, *Strong Borders, Secure Nation: Cooperation and Conflict in China's Territorial Disputes*, Princeton: Princeton University Press, 2008, pp.273-276.

(18) 竹田純一「いま、東アジア海洋圏で何が起きているのか」海洋政策研究財団編『混迷の東アジア海洋圏—新たな海洋秩序構築に向けて』2013, p.9. <[http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/201303\\_12.pdf](http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/201303_12.pdf)>

(19) 平松 前掲注(9), pp.32-35; Fravel, *op.cit.*(17), p.277.

(20) 南シナ海南端に位置するスプラトリー諸島は、4つの島礁群の中で島礁数が最多の180余りで、散在する範囲も最も広いが、面積が100m<sup>2</sup>以上の島はわずか7つにすぎない。(同上, p.18.)

(21) 同上, pp.27-32.

(22) Fravel, *op.cit.*(17), pp.287-296.

(23) 1992年7月には、スプラトリー諸島のガベン礁に軍隊を上陸させて占拠した。(飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』10(1), 2007.9, p.147. <[http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin\\_j10\\_1\\_4.pdf](http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j10_1_4.pdf)>)

で、それは周知の事実となった。これまで、スプラトリー諸島で展開されていた中国の海洋進出は、主にベトナム側の海域であったが、ミスチーフ礁占拠を機に ASEAN 諸国は、南シナ海問題が ASEAN 全体の問題に発展したとの認識をもつようになった<sup>(25)</sup>。そして、この危機感の高まりの中で、1998年にベトナムが2つの島礁を、1999年にはフィリピンが2つの島礁を新たに占拠した。他方、中国は1998年にミスチーフ礁の構造物を増築した。<sup>(26)</sup>

このような中国の行動に対して、ASEAN 諸国は、南シナ海問題の平和的解決や行動規範締結に向けた協議等を申し入れたが、中国からの反応は得られなかった<sup>(27)</sup>。そのため、南シナ海で進展する中国の海洋進出と、1995年から翌年にかけて生じた台湾海峡危機等が相まって、ASEAN 諸国の間で中国脅威論が高まりを見せた<sup>(28)</sup>。これを受けて中国は、南シナ海に対する政策を穏健なものに転換させ<sup>(29)</sup>、2002年に ASEAN 諸国との間で「南シナ海における関係国の行動宣言」(Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: DOC) を採

択した。DOC は、軍事力の威嚇や行使に訴えることなく海洋権益問題を平和裏に解決すること、国際法および航行の自由を保障すること、無人の島礁に新たな人員配置を行わないことなどを謳っており、拘束力はないが、現状を凍結させて係争国間の信頼醸成を意図するものである<sup>(30)</sup>。このような外交政策の転換や DOC の締結もあってか、中国は、1994年のミスチーフ礁獲得後の約17年の間、新たな島礁を獲得することはなかった。しかし、近年の南シナ海問題をめぐる緊張の高まりの中で、2012年になって新たな島礁を獲得する動きに出た。

### (3) スカボロー礁事件

2012年4月、フィリピン海軍艦艇が、ルソン島から約200km西方のスカボロー礁(黄岩島)環礁内で停泊していた中国漁船8隻を不法漁業で検挙しようとしたところ、海監(後述)2隻が妨害に入り、これを契機として両国の監視船が対峙する状況となった<sup>(31)</sup>。中国は、外交的警告、対中輸出制限、大型漁政(後述)の派遣等によってフィリピンに圧力をかけた。対

(24) 中国のミスチーフ礁進出の直接の目的は、ミスチーフ礁のすぐ東北に位置し、豊富な石油資源が確認されているリード堆(礼楽灘)であるとの指摘がある。(平松 前掲注(15), pp.63-67.)

1994年以来、漁政(後述)がスプラトリー諸島に派遣され「法執行」を行っている。ミスチーフ礁は、現在、「法執行」のための基地機能を果たしている。(「南沙執法管理」2006.3.10. 南海漁業信息网 <[http://www.nhyzchina.gov.cn/Html/2006\\_03\\_10/2\\_1597\\_2006\\_03\\_10\\_1691.html](http://www.nhyzchina.gov.cn/Html/2006_03_10/2_1597_2006_03_10_1691.html)>)

(25) 佐藤 前掲注(6), p.159.

(26) Fravel, *op.cit.*(17), pp.296-298; 同上, p.169.

(27) 飯田将史「南シナ海で強硬姿勢に転じる中国」『東亜』530, 2011.8, p.37.

(28) 佐藤 前掲注(6), pp.187-188.

(29) 1990年代後半以降における中国の南シナ海に対する姿勢について、「それまでの武力行使も辞さない強硬な姿勢から、関係諸国との対話と協調に基づいて問題の沈静化を図る姿勢への変化である」とする指摘がある。(飯田 前掲注(23), pp.143-144.)

(30) “Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea.” ASEAN Website <<http://www.asean.org/asean/external-relations/china/item/declaration-on-the-conduct-of-parties-in-the-south-china-sea>>

ASEAN 諸国は、DOC の実効性を高めるため、法的拘束力のある「南シナ海における関係国の行動規範」へと格上げすることを求めて交渉を続けたが、中国はそれに対し消極的な姿勢を示しており、両者の懸案となっている。(Ian Storey, “Slipping Away? A South China Sea Code of Conduct Eludes Diplomatic Efforts,” *East and South China Seas Bulletin*, No.11, 2013.3.20. <[http://www.cnas.org/files/documents/publications/CNAS\\_Bulletin\\_Storey\\_Slipping\\_Away\\_0.pdf](http://www.cnas.org/files/documents/publications/CNAS_Bulletin_Storey_Slipping_Away_0.pdf)>)

(31) 以下の記述については、次の資料を参照した。防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2012』pp.18-20. <[http://www.nids.go.jp/publication/chinareport/pdf/china\\_report\\_JP\\_web\\_2012\\_A01.pdf](http://www.nids.go.jp/publication/chinareport/pdf/china_report_JP_web_2012_A01.pdf)>; Robert Sutter and Chin-Hao Huang, “China Muscles Opponents on South China Sea,” *Comparative Connections*, 2012.9. <[http://csis.org/files/publication/1202qchina\\_seasia.pdf](http://csis.org/files/publication/1202qchina_seasia.pdf)>

立が続く中でこの問題は国際的な関心を集めるようになり、米国が仲介に乗り出したこともあって、中比両国は、5月29日の国防相会談等によって、当該海域から公船を撤退させることで「合意」したとされる<sup>(32)</sup>。その後、中国の監視船が環礁内から撤退し、フィリピンの監視船も台風を機にスカボロー礁周辺から撤退したことで事件は収束するかに思われた。しかし、6月5日に中国外交部報道官が中国の監視船がスカボロー礁周辺での「パトロール活動」を実施していると発表したように、スカボロー礁における中国のプレゼンスは維持され続けている。

中国がスカボロー礁について自国に有利な「現状」を作りつつある中で、スプラトリー諸島のセカンド・トーマス礁（仁愛礁）が中比間の新たな問題になりつつある<sup>(33)</sup>。セカンド・トーマス礁は、フィリピンが海底資源開発を進めるリード堆（礼楽灘）に近在する戦略的要衝で、1999年に輸送揚陸艦を座礁させて以来、フィリピンが海兵隊を常駐させている。2013年5月、中国のフリゲート艦と海監2隻が漁船を伴ってセカンド・トーマス礁の周辺を遊弋し、その後も海監が長くその海域を離れなかったという<sup>(34)</sup>。フィリピンはこの事案について抗議を申し入れているが、中国外交部の洪磊報道官は、フィリピンの「不法占拠」を非難するとともに、中国公船による「パトロール活動」を正当なものであると主張している<sup>(35)</sup>。両国は、

この問題をめぐって、その後も非難の応酬を続けており<sup>(36)</sup>、今後の行方が注目される。

## II 南シナ海における中国の「海洋権益」維持の活動

IIでは、中国の「海洋権益」維持の活動について概説する。概説に入る前に、中国による「海洋権益」維持の活動が活発になった理由の1つと思われる、「海洋権益」をめぐる中国の「被害者意識」について説明する。

### 1 「棚上げ、共同開発」の挫折と「被害者意識」の高まり

(1) 「棚上げ、共同開発」の「実践」とその挫折  
DOCの採択によって南シナ海問題が潜在化し、中国はASEANとの間で「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに関する共同声明」を発表するなど関係を深化させた<sup>(37)</sup>。また、ベトナムとの間では、2000年12月にトンキン湾における海上境界と漁業に関する協定を締結して2004年7月に発効させたほか、同海域におけるパトロールや海洋資源探査を共同実施することなどで合意した<sup>(38)</sup>。また、フィリピンとの間では、パートナーシップの黄金期にあると謳いあげるなど、二国間関係の改善を進めていた<sup>(39)</sup>。

このような中で、2004年11月、温家宝総理

<sup>(32)</sup> Bonnie Glaser and Alison Szalwinski, "Second Thomas Shoal Likely the Next Flashpoint in the South China Sea," *China Brief*, Vol.13 Issue.13, 2013.7.21, p.6. <[http://www.jamestown.org/uploads/media/cb\\_08\\_10.pdf](http://www.jamestown.org/uploads/media/cb_08_10.pdf)>

<sup>(33)</sup> 以下の記述については、*ibid.*, pp.5-8を参照した。

<sup>(34)</sup> Ian Storey, "The South China Sea Dispute (Part2): Friction to Remain the Status Quo," *China Brief*, Vol.13, Issue.13, 2013.7.21, p.3. <[http://www.jamestown.org/uploads/media/cb\\_08\\_10.pdf](http://www.jamestown.org/uploads/media/cb_08_10.pdf)>

<sup>(35)</sup> Zhang Yunbi and Zhao Yanrong, "Manila condemned over grounded warship," 2013.5.31. China Daily Website <[http://www.chinadaily.com.cn/china/2013-05/31/content\\_16549333.htm](http://www.chinadaily.com.cn/china/2013-05/31/content_16549333.htm)>

<sup>(36)</sup> Robert Sutter and Chin-Hao Huang, "China's Toughness on the South China Sea - Year II," *Comparative Connections*, 2013.9. <[http://csis.org/files/publication/1302qchina\\_seasia.pdf](http://csis.org/files/publication/1302qchina_seasia.pdf)>

<sup>(37)</sup> 2006年10月、温家宝総理（当時）は、「中国とASEANとの関係は史上最高の発展時期を迎えており、双方の政治的信頼は著しく強化された」と演説した。（「温総理、中国とASEAN関係樹立15周年サミットで発言」2006.10.31. 中国网 <[http://japanese.china.org.cn/txt/2006-10/31/content\\_2269897.htm](http://japanese.china.org.cn/txt/2006-10/31/content_2269897.htm)>）

<sup>(38)</sup> Ian Storey, *ASEAN and the Rise of China*, Abingtom: Routledge, 2011, pp.114-117.

<sup>(39)</sup> "Overview of Philippines-China Relations." The Philippine Embassy in China Website <[http://philembassychina.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=93&Itemid=507&lang=en](http://philembassychina.org/index.php?option=com_content&view=article&id=93&Itemid=507&lang=en)>

(当時)は、ラオス・ビエンチャンで開催された中国=ASEAN首脳会議において、ASEAN諸国との関係強化を内容とする9つの提案を行った<sup>(40)</sup>。提案の中には南シナ海問題に関する内容も含まれており、それは「論争棚上げ、共同開発」原則<sup>(41)</sup>に基づき、係争海域での共同開発の可能性を積極的に探ることを呼びかけるものであった<sup>(42)</sup>。そして、2005年3月、中国、フィリピン、ベトナムの3か国は、南シナ海において海底資源の共同地震波探査 (Joint Maritime Seismic Understanding: JMSU) を実施する協定を締結した<sup>(43)</sup>。JMSUは、14万3,000km<sup>2</sup>の海域を探査対象とし、3年間にわたる石油・ガスの埋蔵状況の探査終了後に契約更新の有無が判断されることとなった。中国は、この協定について、「論争棚上げ、共同開発」の初めての「実践」であり、DOC実行における重要な措置であると高く評価したという。

しかし、2006年頃から南シナ海問題が再び顕在化し始めた。2006年、ベトナムがインドやイギリス等の海外有力企業と協力する形で、スプラトリー諸島西方のベトナム沖合において海底資源開発に乗り出したところ、中国は強く反発し、2006年から翌年にかけて、ベトナムの措置を「不法」であるなどとして18回もの

外交的抗議を行った<sup>(44)</sup>。また、ベトナムが抗議をはねつけると、中国は共同開発に携わった企業に対して、中国との取引に絡めて圧力を加えたとされる。このほか、パラセル諸島周辺海域において、中国軍の警備艦艇がベトナム漁民を射殺した事件や中国全国人民代表大会が三沙市設置法案<sup>(45)</sup>を可決したことに起因するベトナムでの反中デモ発生等もあって、中越関係は著しく悪化した<sup>(46)</sup>。

加えて、JMSUの探査対象海域の6分の1が、それまで係争対象となっていなかったフィリピンのEEZに該当することが明らかになると、JMSUに対する批判が高まった<sup>(47)</sup>。このようなことから、南シナ海を友好と協調の海へと変える歴史的一歩となることが期待されたJMSUは、2008年7月に契約が失効したのち更新されることはなかった<sup>(48)</sup>。

(2) 「棚上げ、共同開発」の下での「被害者意識」の高まり

中国では、国内で日増しに高まる「海洋権益」維持の意見によって、2006年頃に国家利益の再定義が行われ、従来の経済発展のほかに、「国家主権、安全」が加えられた<sup>(49)</sup>。「海洋権益」維持を主張するものの中には、自国の「海洋権

(40) 「温総理、中国・ASEAN首脳会議で9提案」2004 (No.49). 北京週報日本語版ウェブサイト <<http://www.bjreview.cn/JP/04-49/49-week2.htm>>

(41) 中国の「論争棚上げ、共同開発」原則は、係争中の領土に対する主権が中国に属していることを大前提としており、共同開発を実施することによって、係争地における中国の主権を関係諸国に認めさせる条件整備をすることが究極目標であるとの指摘がある。(飯田 前掲注23, p.149.)

(42) 青山瑠妙「領土問題と中国の外交」中国研究所編『中国年鑑2011』毎日新聞社, 2011, p.43.

(43) 以下の記述については、飯田 前掲注23, p.154-155を参照した。

(44) Taylor Fravel, "Maritime Security in the South China Sea and the Competition over Maritime Rights," Patrick M. Cronin, ed., *Cooperation From Strength: The United States, China and the South China Sea*, Center for a New American Security, January 2012, p.36. <[http://www.cnas.org/files/documents/publications/CNAS\\_CooperationFromStrength\\_Cronin\\_1.pdf](http://www.cnas.org/files/documents/publications/CNAS_CooperationFromStrength_Cronin_1.pdf)>

(45) 三沙市は、パラセル諸島やスプラトリー諸島等を行政区画とし、2012年7月24日に正式発足した。(「三沙市設立大会が開催」『人民網日本語版』2012.7.25. <<http://j.people.com.cn/94474/7887077.html>>)

(46) Storey, *op.cit.*(38), pp.117-120.

(47) *ibid.*, pp.264-266. 例えば、グロリア・アロヨ政権の政敵は、JMSUの内容がフィリピン1987年憲法の第12条第2節「国有財産としての天然資源保護」の規定に違反するとして、その合憲性を問題とした。

(48) Lowell Bautista and Clive Schofield, "Philippine - China Border Relations: cautious engagement amidst tensions," Bruce Elleman et al., eds., *Beijing's power and China's borders: twenty neighbors in Asia*, Armonki: M.E. Sharpe, 2013, pp.243-244.



益」が近隣諸国によって侵害されているとの認識を示すものも少なくない。

例えば、中国海洋法学会常務理事の李金明厦門大学教授は、中国が「論争棚上げ、共同開発」を提案してきたにもかかわらず、関係諸国によって南シナ海にある中国の島礁が不法占拠され、当該海域の海洋資源が奪われており、中国は何らの利益も得られていないと主張する<sup>(50)</sup>。また、中国の国土資源部国家海洋局が2009年に刊行した『中国海洋発展報告』は、南シナ海問題の本質が資源をめぐる争いであると述べるとともに、南シナ海をめぐる現状について、「中国の島礁が侵略占領され、本来一体であるべき海域が分割され、資源が略奪されている」との認識を示している<sup>(51)</sup>。

## 2 海洋資源に対する「権益」維持活動

中国、ベトナム、フィリピンによる協調的取組が挫折し、中国国内で「海洋権益」維持の意見が「被害者意識」とともに高まりを見せる中で、中国は自国の「海洋権益」を守るための活動を活発化させるようになっている。「海洋権益」維持の活動には、「法執行」、外交、軍事、立法等といった幅広い手段が想定されるが、本稿では海上法執行機関の活動を中心に、海底資源・漁業資源に対する「権益」維持の活動様態を概説する。なお、海上法執行機関による「法執行」活動は、活動を行っている海域が「中国

の管轄海域」であることを主張する側面と、中国の「海洋権益」を守るための側面の二通りに分けることができるが、本稿では後者に焦点を当てることとする。

### (1) 海上法執行機関

中国の海上法執行体制は、「五龍」と通称される国土資源部国家海洋局海監総隊（海監）、農業部漁業局（漁政）、公安部辺防管理局公安辺防海警総隊（海警）、税関総署（海上密輸取締警察）、交通運輸部海事局（海巡）によって主に担われてきた。このうち、南シナ海をめぐる問題で重要な役割を担ってきたのが、海監および漁政である。

海監は、1998年10月に「海監総隊」として正式に成立し、北海海区総隊、東海海区総隊、南海海区総隊の3つの編制に分けられ、中国の法律等に基づき、「海洋権益」に対する「侵犯」や「違法行為」などを発見・対処することを主要な任務としていた<sup>(52)</sup>。海監は、2001年に問題海域における主権擁護活動を優先事項とし、2008年からは中国が管轄を主張する海域を定期巡航するようになった<sup>(53)</sup>。

漁政の名称は、1995年に漁政局に所属する漁政検査船隊によって使用され始めた<sup>(54)</sup>。漁業行政の「法執行」については、黄海区、東シナ海区、南シナ海区それぞれの漁政局が責任を負っていたが、漁政は、その下で中国の法律等

(49) 青山瑠妙「海洋主権」毛里和子・園田茂人編『中国問題』東京大学出版会, 2012, p.184.

(50) 李金明「南海石油开发不能“只说不做”」『中国能源报』2009.8.31. <[http://paper.people.com.cn/zgnyb/html/2009-08/31/content\\_332717.htm](http://paper.people.com.cn/zgnyb/html/2009-08/31/content_332717.htm)>

(51) 「中国维护海洋权益形势严峻 南沙群岛安全尤突出」2009.5.15. 中国新闻网 <<http://www.chinanews.com/gn/news/2009/05-15/1694047.shtml>> 中国社会科学院中国边境歴史地理学研究中心の李国強副主任も、「中国の島礁が侵略占領され、本来一体であるべき海域が分割され、資源が略奪されている（島礁被侵占、海域被瓜分、資源被掠夺）」というフレーズを使用している。（「南沙問題，中国该怎么办」2009.2.26. 广东南方网 <<http://www.infzm.com/content/24498>>）

(52) 毛利亜樹「法による権力政治 現代海洋法秩序の展開と中国」『中国外交の問題領域別分析研究会報告書』国際問題研究所, 2011.3, p.72. <[http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h22\\_Chugoku\\_kenkyukai/06\\_Chapter6.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h22_Chugoku_kenkyukai/06_Chapter6.pdf)>

(53) International Crisis Group, “Stirring up the South China Sea (I),” *Asia Report*, No. 223, 2012.4.23, p.9. <<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/north-east-asia/223-stirring-up-the-south-china-sea-i.pdf>>

(54) 以下の記述については、毛利 前掲注(52), p.73; 佐藤考一「中国の海上保安機関」2012.11.13. チャンネル Nippon ウェブサイト <<http://www.jpsn.org/report/topic/1980/>> を参照した。

に基づき、漁業資源の保護や外国の海上保安機関からの中国漁船の保護等を主に担当した。漁政は、「五龍」の中であまり重視されない存在であったが、近年は漁業問題の重要性が高まる中で、最新鋭の大型監視船が配備され、活動も活発化していた<sup>(55)</sup>。

## (2) 海底資源をめぐる「権益維持」の活動

中国は、経済成長を政権の正統性の要石としており、急速な成長に伴って資源需要が高まりを見せている<sup>(56)</sup>。南シナ海は、石油・ガス等の豊富な海底資源の存在が有望視されており、「第二のペルシャ湾」となる可能性を秘めているとされる。資源埋蔵量の推計は各々異なるが、中国のある調査では、1050億バレルから2130億バレルの石油埋蔵の可能性が指摘されており、そのうち105億バレルから213億バレルが採掘可能とされている。また、米国のエネルギー省情報局は、116億バレルの石油が埋蔵されていると試算している<sup>(57)</sup>。

中国は、国有の中国海洋石油総会社が、BP(英国石油)等の海外有力企業と共同事業契約を締結し、南シナ海の北部海域において海底資源の調査・生産等を行っている。同会社の年次報告によると、南シナ海における2011年の採掘量は1日平均19万3000バレルであったという<sup>(58)</sup>。

中国は、南シナ海北部において海底資源の探査・生産活動を進めているが、スプラトリー諸

島周辺において生産活動を行う状況には至っていない<sup>(59)</sup>。その一方で、ベトナムやマレーシアが石油・ガスを産出して資源輸出を進めており、フィリピン等も開発に成功している。中国では、近隣諸国による開発が進展する一方で、進展しない自国の開発状況に対して不満が抱かれている<sup>(60)</sup>。

このような中で、中国は、スプラトリー諸島近海における近隣諸国の海底資源開発を妨害するために、様々な施策を講じている。先に紹介したベトナムに対する外交的抗議や海外有力企業への「警告」もそのような例に含むことができる。しかし、近年は、このような外交手段だけではなく、海上法執行機関や漁船を利用する形で、物理的な妨害行為も行われているとの報道がしばしばなされている<sup>(61)</sup>。2011年3月には、海監2隻が、フィリピンのパラワン島沖250kmのスプラトリー諸島のリード堆周辺で、フィリピンエネルギー省の地震波探査船の活動を妨害した<sup>(62)</sup>。また、2011年5月には、海監3隻が、ベトナム中部ニャチャン沖約150kmの海域で地震波探査を行っていた国営ペトロベトナムの探査船の活動を妨害し、ケーブルを切断した<sup>(63)</sup>。さらに、同年6月、漁政2隻に支援された中国漁船が、ベトナム沖200海里内のヴァンガード堆(万安灘)で、ペトロベトナムがチャーターした地震波探査船のケーブルを切断しようと試みたものの、ケーブルを巻き込ん

(55) Trefor Moss, "China's other navies," *Jane's Defence Weekly*, 2012.7.11.

(56) 以下の記述については、Will Rogers, "The Role of Natural Resources in the South China Sea," Cronin, ed., *op.cit.*(44), p.87を参照した。

(57) The U.S. Energy Information Administration, "South China Sea," *Analysis Briefs*, 2013.2.7. <[http://www.eia.gov/countries/analysisbriefs/South\\_China\\_Sea/south\\_china\\_sea.pdf](http://www.eia.gov/countries/analysisbriefs/South_China_Sea/south_china_sea.pdf)>

(58) *ibid.*

(59) 以下の記述については、*ibid.*を参照した。

(60) Mingjiang Li, "Reconciling Assertiveness and Cooperation?," *Security Challenges*, Vol.6 No.2, Winter 2010, p.51. <<http://www.securitychallenges.org.au/ArticlePDFs/vol6no2Mingjiang.pdf>>

(61) 以下の記述については、竹田 前掲注(18), pp.27-28を参照した。

(62) Ian Storey, "China and the Philippines: Implications of the Reed Bank Incident," *China Brief*, Vol.11 Issue.8, 2011.5.6, pp.6-9. <[http://www.jamestown.org/uploads/media/cb\\_11\\_8\\_03.pdf](http://www.jamestown.org/uploads/media/cb_11_8_03.pdf)>

(63) 中国外交部報道官は、中国海監の行動について、「完全に中国側の管轄海域で行われた正常な海洋法執行の監察活動である」と述べた。〔越の石油・ガス作業に反対中国外交部表明〕2011.5.30. 中華人民共和国駐日本国大使館ウェブサイト <<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/fyrth/t826236.htm>>

で立ち往生する事件が発生した<sup>(64)</sup>。この後、同様の事件は約1年半にわたって見られなかったが、2012年11月、中国漁船2隻が、ベトナム沖200海里内の地点で、ペトロベトナムの地震波探査船のケーブルを切断しており<sup>(65)</sup>、今後も同様の事件が発生する可能性を排除できない。

### (3) 漁業資源をめぐる「権益」維持の活動

#### (a) 漁業資源に対する保護活動

漁業生産・消費量ともに増加が著しい<sup>(66)</sup>中国では、高タンパク質食品への需要増加、乱獲や海洋汚染による近海の漁業資源激減のため、漁船が沖合を離れ多数の漁場を有する南シナ海に進出するようになった<sup>(67)</sup>。南シナ海の漁業生産量については、全世界の漁業消費量の1割を占めるとの推計もあるが<sup>(68)</sup>、著しい乱獲によって減少傾向にあるという指摘もある<sup>(69)</sup>。

このため中国は、資源維持のための政策<sup>(70)</sup>を講じており、そのうちの1つに夏季期間禁漁海域の設定がある<sup>(71)</sup>。1999年以降毎年、北緯12度以北・東経113度以西の南シナ海域に禁漁海域を設定しており、外国漁船も含む「違反者」に対して、罰金等の罰が科されている。2009年には禁漁期間が拡大されており、2012年からは禁漁海域がフィリピンと中国が領有権を争うスカボロー礁を含む範囲にまで拡大されている<sup>(72)</sup>。中国の夏季禁漁に対しては、ベトナム・フィリピンが反対を表明している。

禁漁期間を含め南シナ海の「伝統漁場」において、外国漁船の「違法操業」を「取締まる」ことを主に担っていたのが漁政である。漁政が南シナ海において巡航活動を実施した延べ日数は、2005年に477日であったものが、2009年には1235日、2011年には1348日にまで増加している<sup>(73)</sup>。この活動の中で、2008年以降に

(64) “Foreign Ministry Spokesperson Nguyen Phuong Nga answers question from the media at the Press Conference on June 9th 2011,” 2011.7.9. Vietnam Ministry of Foreign Affairs Website <[http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns110610100618#kyKoH1NekSr9](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns110610100618#kyKoH1NekSr9)>

(65) Jeremy Page, “Vietnam Accuses Chinese Ships,” 2012.12.3. The Wall Street Journal Website <<http://online.wsj.com/article/SB10001424127887323717004578157033857113510.html>>

(66) Food and Agriculture Organization of the UN, “World Review of Fisheries and Aquaculture,” *The State of World Fisheries and Aquaculture 2012*, pp.4-5. <<http://www.fao.org/docrep/016/i2727e/i2727e.pdf>>

中国の漁業生産量は、全世界に占める割合で1961年の段階で7%であったが、2009年には34%にまで上昇している。また、中国の漁業消費量は、2009年には年間一人当たり約31.9kgに達しており、1990年から2009年までの間に年平均6%で増加してきた。(ibid., pp.82-89.)

(67) Stephen Chen, “All fished out but hungry for more,” *South China Morning Post*, 2012.8.1. <<http://www.scmp.com/article/1008217/all-fished-out-hungry-more>>

(68) Rogers, *op.cit.*(56), p.90.

(69) Food and Agriculture Organization of the UN, *op.cit.*(66), p.59.

(70) 漁船数に対するシーリングを含め資源維持を目的とした中国の政策については、以下の論文に詳しい。(Huiguo Yu and Yunjun Yu, “Fishing capacity management in China: Theoretic and practical perspectives,” *Marine Policy*, Vol. 32 Issue. 3, 2008.5. <[http://ac.els-cdn.com/S0308597X07000917/1-s2.0-S0308597X07000917-main.pdf?\\_tid=901db09c-218b-11e3-afcc-00000aab0f27&acdnat=1379637085\\_33bed04aa0ec8e997ed4cc2b7a89b00d](http://ac.els-cdn.com/S0308597X07000917/1-s2.0-S0308597X07000917-main.pdf?_tid=901db09c-218b-11e3-afcc-00000aab0f27&acdnat=1379637085_33bed04aa0ec8e997ed4cc2b7a89b00d)>)

(71) 以下の記述については、Hai-Dang Vu, “A Bilateral Network of Marine Protected Areas between Vietnam and China: An Alternative to the Chinese Unilateral Fishing Ban in the South China Sea?,” 2012.2.2. East Sea (South China Sea) Studies Website <<http://nghiencuubiendong.vn/en/conferences-and-seminars-/the-third-international-workshop-on-south-china-sea/668-a-bilateral-network-of-marine-protected-areas-between-vietnam-and-china-an-alternative-to-the-chinese-unilateral-fishing-ban-in-the-south-china-sea-by-hai-dang-vu>> を参照した。

(72) “Fishing ban starts in South China Sea,” *Xinhua News*, 2012.5.17. <[http://news.xinhuanet.com/english/china/2012-05/17/c\\_131592412.htm](http://news.xinhuanet.com/english/china/2012-05/17/c_131592412.htm)>

なお、フィリピンは、中国の夏季禁漁に対抗する形で、漁業資源保護の観点からとして独自の禁漁期間を設ける旨を発表した。(“Philippines to ignore China fishing ban,” *ABS-CBN news*, 2012.5.14. <<http://www.abs-cbnnews.com/nation/regions/05/14/12/philippines-ignore-china-fishing-ban>>)

外国漁船を「駆逐」した数については、それぞれ、135隻(2008)、147隻(2009)、66隻(2010)、53隻(2011)となっており、2008年から2009年にかけて上昇したものの、2010年以降は減少に転じている。また、漁政が拿捕した船の多くがベトナム漁船<sup>(74)</sup>であるが、ベトナム紙の報道によると、2005年から2010年10月にかけて拿捕された漁船は63隻、拘束された漁民は725名に上り、これらのうちの多くが2009年(33隻、433人)になされたものだという<sup>(75)</sup>。しかし、拿捕・拘束の数は2010年から減少を示したとされ、2011年には拿捕の事例は報告されていないという。

1つの転機になったとされるのが、2010年10月後半の中越首脳会談で、両国は、係争中の南シナ海の問題解決に向けて取り組むことを確認した。この後、先述の海底資源に関する妨害行為等があったが、2011年11月の首脳会談

後に海上問題を解決するための基本原則に関する協定<sup>(76)</sup>を締結し、双方は交渉と友好的話し合いによって問題を解決することなどを確認した。<sup>(77)</sup>

しかし、2012年に入って、2009年の水準には及ばないものの拿捕の数は増加に転じつつあるらしい<sup>(78)</sup>。また、2012年12月には、パラセル諸島近海において「不法」操業する漁船に対して、中国警察が乗船して「取締り」を行うことを念頭に置いた規則が制定されたこともあり<sup>(79)</sup>、今後も拿捕等の活動が活発になることが予想される<sup>(80)</sup>。加えて、2013年に入りベトナム漁船が中国艦艇に銃撃される事件が発生するなど、協定締結にもかかわらず不安定な状態が続いている<sup>(81)</sup>。とはいえ、このような活動が危機的状況に至ることは望んでいないようで、中越両国は、2013年6月、係争海域における漁業事件に備えたホットラインを設置する

(73) 以下の記述については、Fravel, *op.cit.* (44), pp.37-38を参照した。なお、活動日数等の最近の数値は、农业部漁政局主編「农业部南海区漁政局」『中国漁業統計年鑑』中国农业出版社の各年度版を参照した。

(74) ベトナムにとって漁業産業は重要で、2010年時点で魚介類が輸出総額716億ドルの7%を占めるほか、国民のタンパク源の半分近くをまかなっている。しかし、乱獲等の結果として沖合の漁業資源が減少しており、ベトナム漁船がパラセル諸島近海に進出する傾向にある。(International Crisis Group, “Stirring Up The South China Sea (II): Regional Responses,” *Asia Report*, No.229, 2012.6.24, p.16. <<http://www.crisisgroup.org/~/media/Files/asia/north-east-asia/229-stirring-up-the-south-china-sea-ii-regional-responses.pdf>>) また、2004年7月に中越漁業協定が発効した後、トンキン湾内の操業船舶数が制限されたため、パラセル諸島周辺海域に進出するベトナム漁船が増加した可能性があるという指摘されている。(Fravel, *op.cit.*(44), pp.37-38.)

(75) “Vietnam Demands Unconditional Release of Fishermen Held by China,” *Than Nien News*, 2010.10.8. <<http://www.thanhniennews.com/2010/pages/20101008121722.aspx>>

(76) 協定の内容については、「中越が「海上問題の解決を指導する基本原則に関する協定」に調印」『人民網日本語版』2011.10.12. <<http://j.people.com.cn/94474/7615103.html>> で閲覧可能。

(77) Ramses Amer, “Sino-Vietnamese border disputes,” Elleman et al., eds., *op.cit.*(48), p.305.

なお、2010年7月にベトナム・ハノイで開催されたアセアン地域フォーラムでは、ベトナムの働きかけもあり、米中外相が激しい論争をするなど南シナ海問題が議題となった。また、同年8月には、南シナ海において米越国交正常化15周年を記念する合同軍事演習が実施された。(濱本良一『「経済大国」中国はなぜ強硬路線に転じたか2010~2011年』ミネルヴァ書房, 2012, pp.75-80.)

(78) Taylor Fravel, “Growing competition in the South China Sea,” Michael A. McDevitt et al., eds., *The Long Littoral Project: South China Sea: A Maritime Perspective on Indo-Pacific Security*, CNA Analysis & Solutions, 2013.3.26, pp.45-48. <<http://www.cna.org/sites/default/files/research/IRP-2013-U-2321-Final.pdf>>

(79) Jeremy Page, “China Sheds Light on New Sea Rules,” *The Wall Street Journal*, 2012.12.5. <<http://online.wsj.com/article/SB10001424127887323717004578158992804807854.html>>

(80) 南シナ海区漁政局が2013年3月に開催した特別工作会議では、南シナ海における漁業権益維持を重視することが確認された。(陈韞「中国漁政全面加强南海护渔维权」2013.3.8. 南海渔业信息网 <[http://www.nhyzchina.gov.cn/Html/2013\\_03\\_08/2\\_1599\\_2013\\_03\\_08\\_3396.html](http://www.nhyzchina.gov.cn/Html/2013_03_08/2_1599_2013_03_08_3396.html)>)

(81) “China and Vietnam row over South China Sea clash,” 2013.3.26. BBC News Website <<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-21935059>>

ことで合意した<sup>(82)</sup>。

#### (b) 漁船に対する保護活動

近年南シナ海で広範な海域にわたって操業する中国漁船が増加する中で、近隣諸国によってこれらの漁船が妨害・拿捕等をされるケースも数多い<sup>(83)</sup>。例えば、中国の統計によると、2003年から2008年の間に、近隣諸国によって拿捕された海南省籍の漁船は75隻、拘束された漁民は738人を数えた<sup>(84)</sup>。2009年からの2年間に、近隣諸国によって妨害・拿捕等された漁船は150隻に上るとの情報もある<sup>(85)</sup>。

このような中であって、中国は、漁政を中心にして漁船に対する保護活動を実施していた。2010年にはインドネシアに漁船9隻が拿捕され漁民83名が拘束されたが、漁政がその解放に成功したという<sup>(86)</sup>。また、2012年5月には、スプラトリー諸島海域で、ベトナム艦艇3隻が中国漁船5隻を追跡していたが、漁政がその活動を阻止した模様である<sup>(87)</sup>。このような中国の海洋当局による保護活動のためか、南シナ海の漁業を所管する当局者によると、2012年に近隣諸国による中国漁船の拿捕は報告されていないという<sup>(88)</sup>。

#### (4) 海上法執行機関の統合

海監および漁政は以上のような活動を担って

きたが、両者を含む中国の海上法執行機関は、指揮命令系統の違いや任務の重複による法執行の非効率等が課題とされてきたこともあって、改革の必要性が度々指摘されていた<sup>(89)</sup>。その結果、2013年7月に、「五龍」のうち海巡を除く4機関が統合され、国土資源部国家海洋局の下で中国海警局として正式に発足した。これによって、中国の海上「法執行」活動が今後一段と活発化する可能性が指摘されている。<sup>(90)</sup>

おわりに

以上、南シナ海における中国の海洋進出の展開と「海洋権益」維持の試みについて概説してきた。中国は、南シナ海の島礁とその周辺海域が本来中国に所属すべきものと考えている。しかし、その主張と現実の間にはかい離があり、建国後それを埋め合わせるかのように、徐々に支配領域を拡大してきた。

このような中国の海洋進出は、ASEAN諸国の脅威認識を高めたこともあって、東の間ではあるが、南シナ海に対する中国の姿勢を穏健なものに転じさせた。しかし、近年、中国は、国内の「海洋権益」意識が「被害者意識」とともに高まりを見せる中で、「海洋権益」を守るための活動を強硬に推し進めている。

南シナ海と東シナ海の事例の間には、いくつ

<sup>(82)</sup> “Vietnam in South China Sea talks,” *Bangkok Post*, 2013.6.20. <<http://www.bangkokpost.com/breaking-news/356095/china-vietnam-talk-amid-south-china-sea-tensions>>

<sup>(83)</sup> 以下の記述については、飯田 前掲注<sup>(27)</sup>, pp.41-42; Fravel, *op.cit.*(44), pp.38-39を参照した。

<sup>(84)</sup> 吴晓芳・董玉洁「西太平洋风云录(1990~2010)」『世界知识』2010年16期, p.18.

<sup>(85)</sup> 王清印・刘世禄・王建坤「切实维护我国南海渔业权益的战略思考」『渔业信息与战略』27(1), 2012.3, p.14. <<http://www.eastfishery.ac.cn/kjkw/info/2012/info120103.pdf>>

<sup>(86)</sup> 同上

<sup>(87)</sup> 竹田 前掲注<sup>(18)</sup>, p.24.

<sup>(88)</sup> Robert Sutter and Chin-Hao Huang, “China’s Growing Resolve in the South China Sea,” *Comparative Connections*, 2013.5. <[http://csis.org/files/publication/1301qchina\\_seasia.pdf](http://csis.org/files/publication/1301qchina_seasia.pdf)>

<sup>(89)</sup> 例えば、2012年3月、国政助言機関である全国政治協商会議の委員を務める羅援少将は、海上法執行機関を統合し、中国版「海岸警備隊」を設置すべきとの見解を示した。(“Maj. Gen. Luo Yuan proposes establishing national coast guard.” Ministry of National Defense of the People’s Republic of China Website <[http://eng.mod.gov.cn/DefenseNews/2012-03/06/content\\_4350857.htm](http://eng.mod.gov.cn/DefenseNews/2012-03/06/content_4350857.htm)>)

<sup>(90)</sup> ジェームズ・ホームズ「中国「海警局」の発足で尖閣周辺は波高し」2013.8.22. ニューズウィーク日本版ウェブサイト <<http://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2013/08/post-3021.php>>

かの条件の違いがあるものの、南シナ海における中国の「海洋権益」に関する主張や活動を概観することは、東シナ海において活発化する中

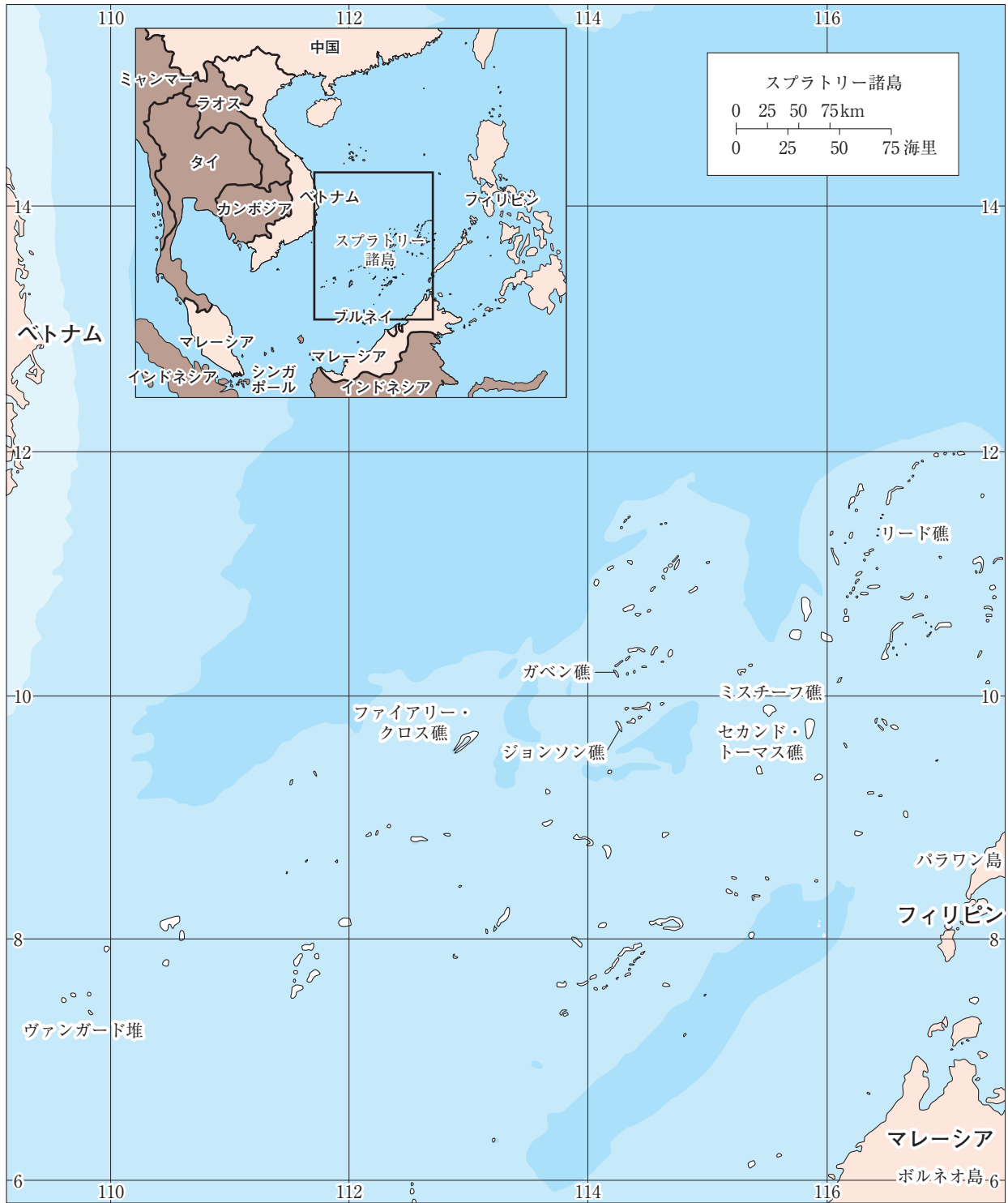
国の海洋活動を理解する上で、参考となると思われる<sup>(91)</sup>。

(こたに しゅんすけ)

---

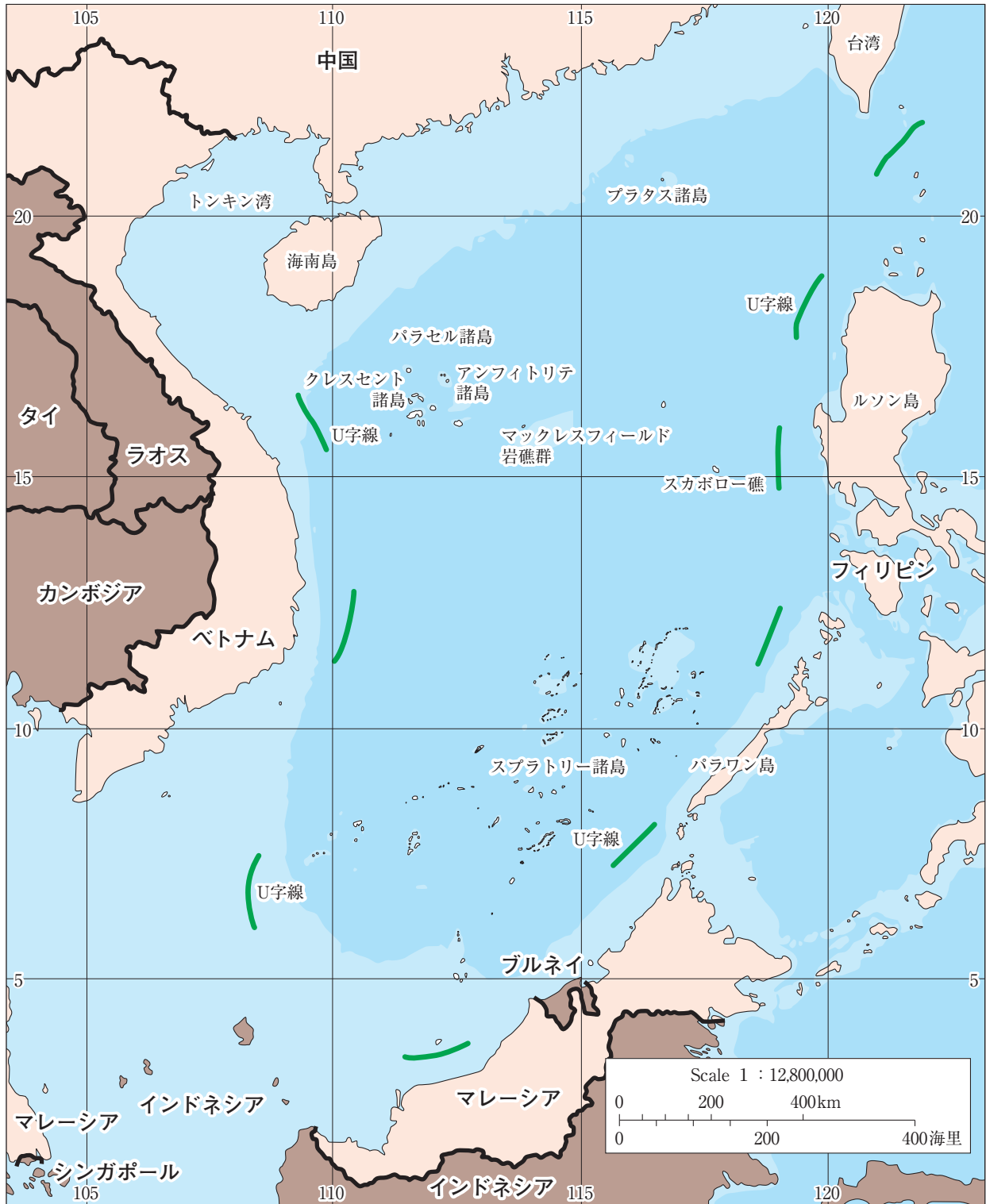
(91) 2013年9月17日、ベトナムの南シナ海警戒監視の要とされるカムラン湾海軍基地を訪問した小野寺五典防衛大臣は、「ベトナムと日本というのはある面では、今それぞれ東シナ海、南シナ海、海域は違って同じような環境にあるのだなと思いました」との感想を述べた。〔大臣臨時会見概要〕2013.9.17. 防衛省ウェブサイト <<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2013/09/17.html>>

図1 スプラトリー諸島の地図



(出典) Central Intelligence Agency 1995 を基に筆者作成。

図2 南シナ海の地図



(出典) Central Intelligence Agency 1988 を基に筆者作成。